

宮城県古川工業高等学校 全日制課程 いじめ防止基本方針

【いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）】

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめに当たるかどうかの判断要件〉

- ① 当該生徒と一定の人的関係にあったか
- ② 当該生徒に心理的又は物理的な影響を与える行為であったか
- ③ 当該生徒が心身の苦痛を感じていたかどうか

1 いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものであり、校種を問わず、全ての生徒に関係する問題であり、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

本校は、一人一人の生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため、全教職員が一致協力するとともに、地域、家庭、関係機関と連携の下、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）の対策を行う。

2 いじめ問題対策委員会の設置

本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。本対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行い、加えて、いじめの相談・通報の窓口としての役割や、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行い、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、生徒指導部担当教員、保健衛生部長、養護教諭、教育相談担当教員、当該学科長、当該学年主任、当該学級担任、当該関係職員、スクールカウンセラー、PTA代表、その他必要とされた関係者、とする。

3 いじめの防止等に関する取り組み

（1）いじめの防止

① いじめに対する共通理解

- 職員全員のいじめの問題に対する取組の徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解を図る。
- いじめの防止等に対する取り組み状況等についてチェックリスト（資料1）を作成し、計画的に点検を実施し、その結果を共有するなどして共通理解を図る。
- 校長や教職員は、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という、いじめを許容しない雰囲気を学校全体に醸成し、生徒のいじめ未然防止への意識を高める。

② 生徒指導の充実

- 生徒をいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、いじめの防止に資する活動に取り組む。また、その際の指導の基本は、「居場所づくり」や「絆づくり」である。生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える）を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることに努める。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

① いじめの認知（資料2）

- いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示すささいな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

② 実態把握と情報共有

- いじめの実態把握のため、以下の体制を整備し、いじめに関する情報を全職員で共有する。
 - ・生徒への定期的なアンケート調査（資料3）や教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整備する。
 - ・保護者面談の実施や保護者用チェックシート（資料4）を積極的に活用し、家庭で気になった様子等について、保護者が抵抗なく相談ができる体制を整備する。
 - ・地域の方から、通学時の様子を寄せてもらえるよう、日頃から地域と連携を図り、地域の方々が連絡しやすい体制を整備する。

(3) いじめへの対処（資料5）

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめ又はいじめと疑われる行為は、その場でその行為を止める。
- いじめと疑われる行為には、教員が早い段階から関わりを持つ。
- いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。
- 生徒又は保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 相談・発見・通報を受けた教員は、「いじめ問題対策委員会」に直ちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。
- いじめの通報（法第23条）を受けた場合は、事実の有無にかかわらず、その事実確認の結果を県教育委員会に報告する。
- いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- いじめの中には、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要なものがある。
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談をする。

・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。（「4 重大事案への対処」に詳述）

② いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

○いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めることに留意する。

○いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

○いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のために聞き取りやアンケート等により判明した情報について適切に提供する。

○いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

○いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

○多くの生徒が被害と加害の立場の入れ替わりを経験するという調査結果を踏まえ、加害生徒が相手側の生徒に意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまっている場合については、必ずしも厳しい指導を行うとは限らないことに留意する。

○事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

○学級、部活動等の所属集団の構造上、観衆・傍観者もいじめに加担する行為であることを理解させ、集団全体で話し合うなどして、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導を行う。

④ ネット上のいじめへの対応

○ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。

○児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察に相談、通報する。

○県教育委員会と連携しネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に取り組む。

○ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を充実させる。

○保護者にネット上のいじめの問題についての理解を啓発するとともに、併せて、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。

4 重大事態への対処（資料6）

（1）事実関係を明確にするための調査

① 調査組織

○「いじめ問題対策委員会」を母体として、法第28条第1項に掲げる事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに質問票の使用その他の適切な方法により事実関係明確にするための調査を行う。

○本調査によって、全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

○調査に当たっては、県教育委員会の指導・支援の下、関係機関と適切に連携し、対応に当たる。

② いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

○いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

○いじめられた生徒から十分聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査を行う。

○質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

③ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

○当該生徒や保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

○調査方法としては、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査などを行う。

④ 自殺の背景調査における留意事項

○生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

⑤ その他の留意事項

○いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事案であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合があり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。(事実関係の全容が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない)

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係(いつ、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明をする。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

○情報提供に当たってはいたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

○アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

② 調査結果の報告

○調査結果については県教育委員会を通じて宮城県知事に報告をする。

○上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて宮城県知事に送付する。

5 その他の留意事項

(1) いじめの対策年間指導計画

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画(資料7)を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的指導体制

いじめの問題への対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

「いじめ問題対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするためにも、日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

(3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間指導計画に位置付けて実施する。

(4) 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。

いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価する。

(5) 地域や家庭との連携

学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者面談、家庭訪問や学校通信などを通じて地域や家庭との緊密な協力関係を図る。

(附則)

- 1 このいじめ防止基本方針は、平成26年4月1日から運用する。
- 2 平成31年4月1日改訂
- 3 令和4年5月18日改訂

いじめの問題の指導に関する個人点検

No	点検項目	1	2	3	4
		十分行っている	ある程度行っている	あまり行っていない	行っていない
1	あなたは、「いじめは絶対に許されない」との強い意識に立って指導にあたっていますか。	1	2	3	4
2	あなたは、日常の教育活動を通じ、生徒の好ましい人間関係の醸成に努めていますか。	1	2	3	4
3	あなたは、日常の教育活動を通じ、生徒同士の好ましい人間関係の醸成に努めていますか。	1	2	3	4
4	あなたは、授業やホームルーム活動などの時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導をしていますか。	1	2	3	4
5	あなたは、いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、的確に対応していますか。	1	2	3	4
6	あなたは、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応していますか。	1	2	3	4
7	あなたは、生徒の生活実態について、たとえば二者面談やアンケート調査を行うなど、きめ細かく把握に努めていますか。	1	2	3	4
8	あなたは、いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めていますか。	1	2	3	4
9	あなたは、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問やクラス通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っていますか。	1	2	3	4
10	あなたは、いじめが解決したと思われる場面でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っていますか。	1	2	3	4

いじめを認知したときの対応チェックシート例（学校用）

No	チェック項目	確認
1	いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
2	管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
3	いじめられた生徒の安全確保がなされている。	
4	いじめられた生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができる。	
5	県教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
6	いじめた生徒からいじめられた生徒と同じ内容の話を聞くことができる。	
7	当該生徒の保護者への第一報を行っている。	
8	いじめ問題対策委員会調査部会を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
9	職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
10	校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
11	いじめられた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
12	必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
13	いじめた生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
14	いじめた生徒の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
15	県教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
16	P T Aと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
17	地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
18	「いじめが再発していないか」、「いじめられた生徒がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
19	いじめられている生徒の不安がなくなり、安心して学校生活を送れるようになっている。	

いじめの簡易アンケートについて

1 目的

生徒の抱える問題を早期に把握し、早期に対応できるよう、定期的に簡易アンケートを行う。

2 実施方法

(1) 簡易アンケートは、月1回程度実施し、学級経営等の参考とする(年2回実施している学校独自のアンケート調査を行うほか、それ以外の月は簡易アンケートを行う)。

(2) 質問内容

- ①学校生活は楽しいですか。→楽しい・ふつう・楽しくない
- ②今、先生に相談したいことはありますか。→ある・ない
- ③今、誰かにいじめられていますか。→いる・いない・答えられない
- ④この頃、誰かがいじめられているのを見たことがありますか。→ある・ない

(3) Google フォームによるアンケート形式

- ①スマートフォン等を使って、下記のQRコードを読み込む。
- ②「クラス」及び「出席番号」(※二重入力防止のため)をプルダウンで入力する。
- ③項目1以降を回答する。
- ④最下部の送信ボタンを押す。

3 活用例

「学校が楽しくない」「相談したいことがある」「いじめられている」又は「答えられない」「いじめられているのを見たことがある」にチェックされている場合は、追調査等を行う。追調査には、観察、面接、再調査などが考えられる。

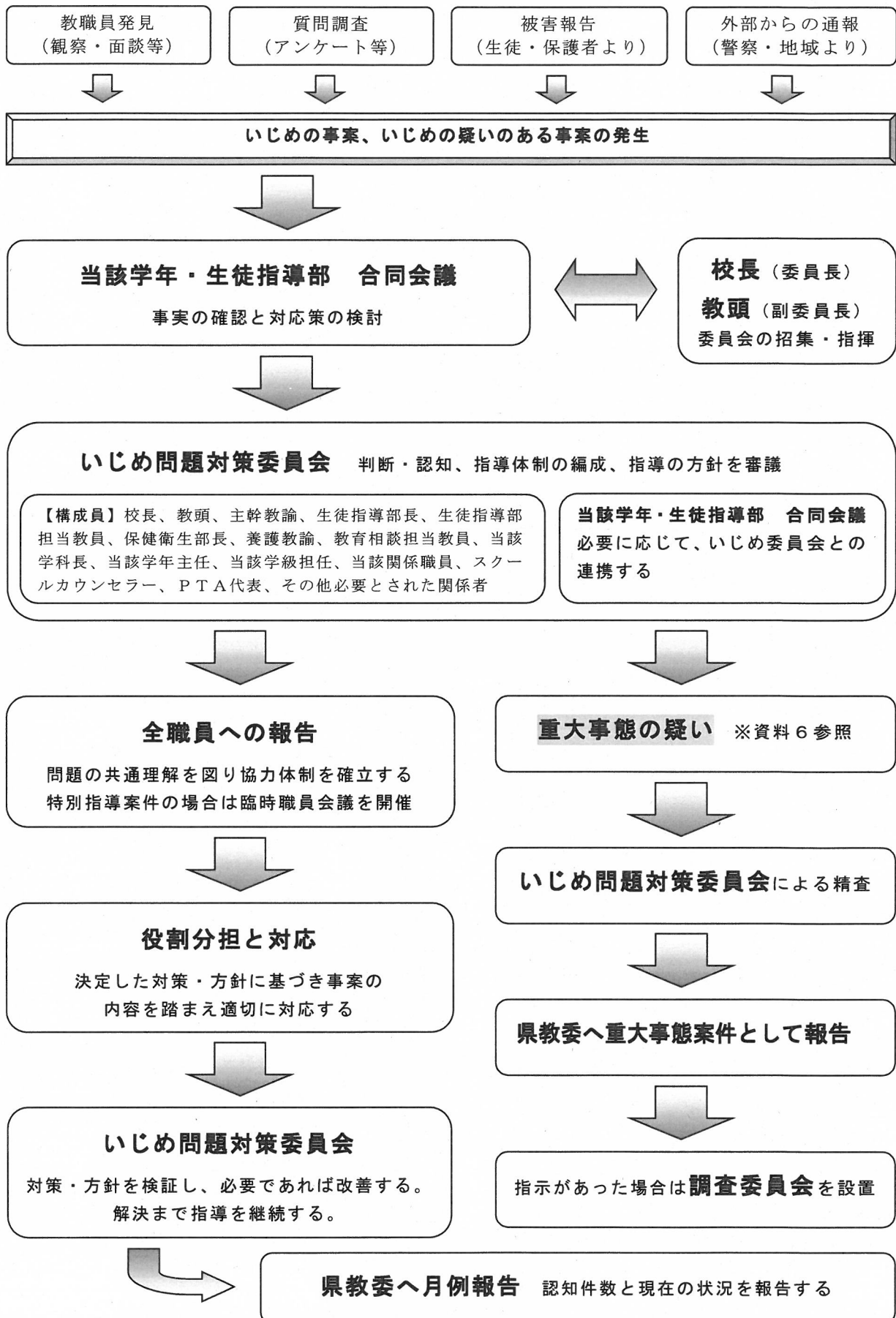
いじめの疑いが生じた場合には、いじめ問題対策委員会を開催し、早期の解決を図る。

家庭でできるいじめチェックリスト（保護者用）

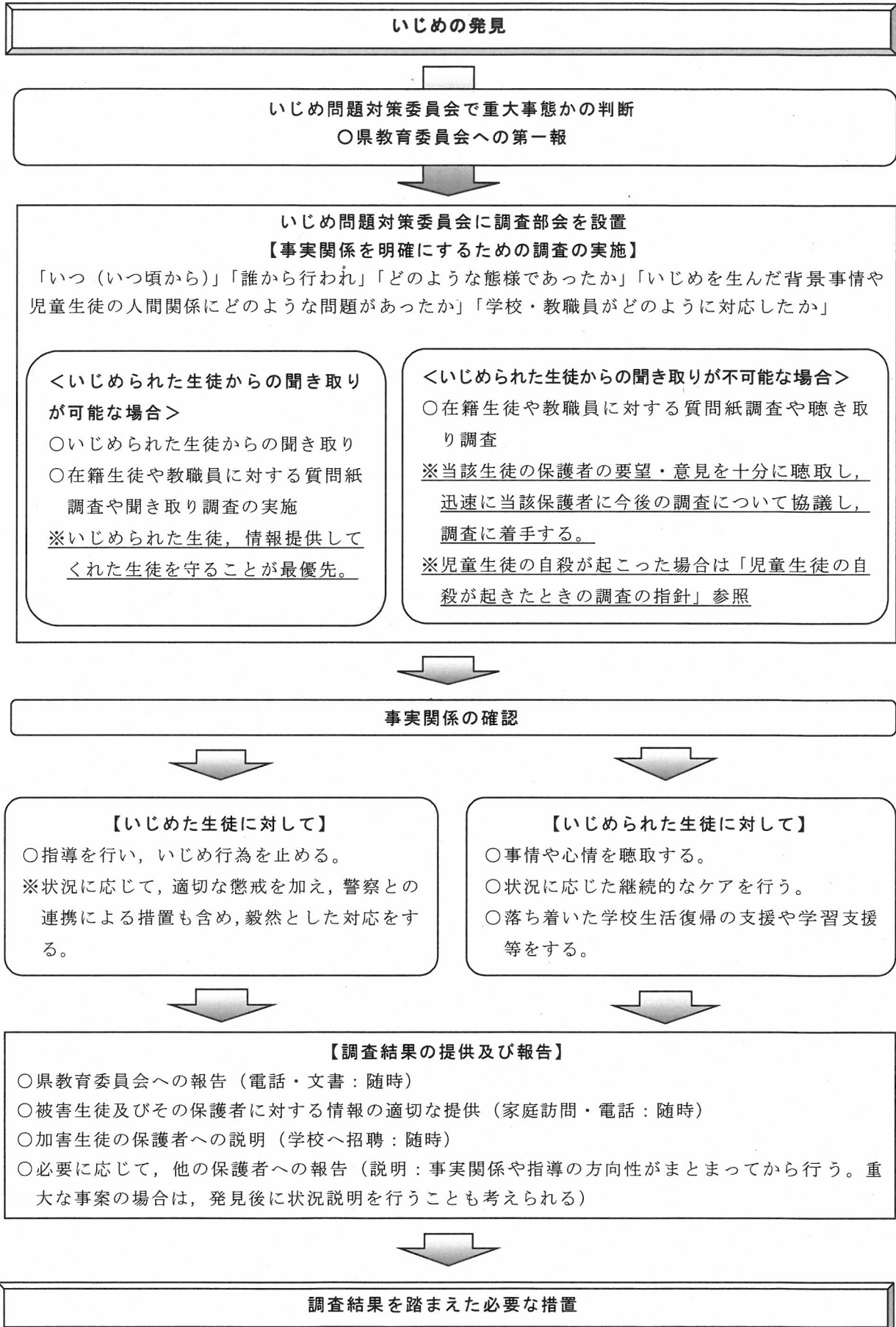
家庭で確認し、心配な点があれば、学校まで遠慮なく相談して下さい。

	チェック項目	大丈夫	心配
服装所持品	靴や衣服の汚れ、破れが見られるようになる。		
	所持品がなくなったり、壊されたり、落書きされている。		
	家庭から金品を持ち出している。		
	ナイフ等、危険な物を隠し持つようになる。		
言動等	風呂に入りたがらなくなる		
	表情が暗い		
	学校のことを聞くと、嫌な顔をしたり、口数が少なくなったり、怒ったりする。		
	学校を休もうとしたり、やめたい等と言ったりする。		
	欠席、遅刻、早退が増えている。		
	登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気等を訴え、登校を渋る。		
	帰宅時間が、早くなったり、遅くなったりする。		
	急激に成績が下がる。		
	親しい友達が遊びに来なくなり、連絡がなくなる。		
	今までと違う友達と付き合うようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになり、家族と話しをしたがらなくなる。		
	言葉づかいが乱暴になり、イライラしたり、おどおどしたりして、情緒が不安定である。		
	何に対しても投げやりで集中がない。		
	お金の要求が増える。		
非行行動（万引き等）が急に見られる。			
自己否定的な言動（自傷行為等）が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。			
身体健康等	身体にあざがある。		
	よくけがをしている。		
	最近、食欲がない。		
	夜眠れないことが増えているようだ。		
その他	普段の生活を観察していて、不安な点や心配な点を記入してください。		

いじめ問題対応のフロー



重大事態の調査のフロー



いじめ対策年間計画

■：教職員間の活動 ○：生徒，教師，保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	■学校間，学年間の情報交換・指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議設置 ■いじめの未然防止に向けた取組の確認(チェックシート) ○いじめ根絶宣言(校長の決意を表明) ○「簡易アンケート」の実施と対応 ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発	職員会議等 始業式等 HR活動 保護者会等	・情報交換・指導記録の引継では，いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	○「簡易アンケート」の実施と対応		
6月	○「簡易アンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」	HR活動	・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	○「簡易アンケート」の実施と対応 ○学校評価の実施 ○面談・教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり		・いじめ対策を点検する。 ・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
8月	■SCによる教育相談に係る研修会の開催 ■教育相談に係る研修会への参加 ○「簡易アンケート」の実施と対応○夏休み明けの生徒の変化の把握		・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。
9月	○「詳細アンケート」の実施と対応 ○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり		・夏休み後であることから，必要に応じて教育相談を実施する。
10月	■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 ○「簡易アンケート」の実施と対応		・いじめの問題について理解を深める。
11月	○「簡易アンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」	HR活動	・生徒の人間関係の変化に留意する。
12月	○「簡易アンケート」の実施と対応 ○人権週間(人権意識啓発活動) ○面談・教育相談の実施 ○学校評価の実施(生徒・保護者アンケート)		・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	○「詳細アンケート」の実施と対応 ○冬休み明けの生徒の変化の把握		・生徒の変化を確認する。
2月	○「簡易アンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」	HR活動	・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	■記録の整理，引継資料の作成 ○「簡易アンケート」の実施と対応		・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

※通年で月1回程度のアンケート実施し，いじめの早期発見と学級経営等の参考にする。

※計画的(年2回)に詳細アンケート「いじめの実態把握に関する調査」を実施する。